



# 丸亀市国際交流協会 入会申込書

丸亀市国際交流協会会長様

丸亀市国際交流協会への入会を希望いたしますので、入会申込書を提出します。

申込日	年 月 日		
会員種別	個人会員 (年会費 1,000円)		
フリガナ		生年月日	性別
氏名		年 月 日	男・女
住所	〒 - -		
連絡先	TEL: - -		
	E-mail:		
	PCメールアドレスをご記入いただいた方には、会報誌やご案内をメールにて送付させていただきます。		
備考			

※この申込書に記載された個人情報は、本協会の事務にのみ使用し、それ以外の目的で使用することはありません。

## 丸亀市国際交流協会会則

会則第1号  
(名称)

第1条 本会は、丸亀市国際交流協会（以下「協会」という。）という。  
(目的)

第2条 協会は、市民の国際交流、国際親善についての理解と関心を高め、市民による幅広い国際交流活動を推進することにより、諸外国との相互理解と友好親善の増進を図り、もって丸亀市の国際化推進に寄与することを目的とする。  
(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 国際交流事業の企画及び推進
  - 2) 国際交流事業を行うボランティアの組織化及び育成
  - 3) 市民団体の国際交流活動に対する支援
  - 4) 国際交流に関する啓発及び普及
  - 5) 国際姉妹都市及び国際友好都市の親善交流
  - 6) その他国際交流の推進に必要な事業の実施
- (会員)

第4条 協会の会員は、第2条の目的達成の趣旨に賛同する個人及び団体（法人及び法人以外の団体をいい、個人事業者を含むものとする。）とする。

- 2 会員となるものは、入会申込書を会長に提出するものとする。
- 3 会員は、会員の資格をもって特別な地位を得るものではない。
- 4 会員の資格の喪失は、解散、死亡及び会費を納入しないうときとする。  
(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。  
(1) 理事25人以内（会長1人、副会長3人を含む。）  
(2) 監事2人

- 2 役員は、理事会の議決を経て、会長が任命する。
- 3 会長、副会長は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。  
(役員の職務)

第6条 会長は、協会の事務を総理し、協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成する。
- 4 監事は、協会の会計を監査する。
- 5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については第1項の規定に関わらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。  
(名誉会長)

第7条 削除  
(顧問)

- 第8条 協会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱し、理事会に出席して意見を述べることができる。  
(役員任期)

第9条 協会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。  
(役員報酬)

第10条 役員報酬は無給とする。  
(理事会)

第11条 理事会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項並びに日時、場所を通知しなければならない。  
(議長)

第12条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。  
(理事会の定数)

第13条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(表決権の委任)

第14条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。

(議決事項)

第15条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
  - (2) 事業計画及び収支予算
  - (3) 事業報告及び収支決算
  - (4) その他の重要事項
- (運営委員会)

第16条 運営委員会に、運営委員20人以内を置く。

- 2 運営委員は、会長が委嘱する。
- 3 運営委員会は、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議すると共に、調査、研究する。
- 4 運営委員会について必要な事項は、会長が別に定める。  
(経費)

第17条 協会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 市及び各種団体の補助金
- (5) その他の収入  
(会費)

第18条 会員は協会の会費として、年額につき団体会員にあっては12,000円、個人会員にあっては1,000円を納入するものとする。

- 2 前項の年額の計算期間は、次条に定める会計年度の区分によるものとし、当該会計年度の途中において会員資格の取得、喪失があった場合においても、全額を納入するものとする。  
(会計年度)

第19条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
(解散及び残余財産の処分)

第20条 協会の解散は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得たときに解散する。

- 2 解散の時に存する残余財産は、理事会の議決を得て、丸亀市又は協会と類似の目的を持つ団体に寄附する。  
(事務局)

第21条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に職員を置くことができる。
- 3 職員は、会長が任免する。  
(補則)

第22条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成3年10月17日から施行する。
- 2 協会の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第15条の規定にかかわらず、設立当初の会長の定めるところによる。
- 3 協会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、施行日から平成4年3月31日までとする。
- 4 協会の設立当初の役員は、第5条の規定にかかわらず、設立会において選任し、その任期は、第9条の規定にかかわらず、施行日から平成5年3月31日までとする。

附則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成12年5月9日から施行する。

附則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。



## 丸亀市国際交流協会 入会申込書

丸亀市国際交流協会会長様

丸亀市国際交流協会への入会を希望いたしますので、入会申込書を提出します。

申込日	年 月 日
会員種別	団体会員 (年会費 12,000円)
団体名	
代表者 氏名	
住所	〒 -
担当者 連絡先	氏名： TEL: - -
	E-mail:  PCメールアドレスをご記入いただいた方には、会報誌やご案内をメールにて送付させていただきます。
備考	

※この申込書に記載された個人情報は、本協会の事務にのみ使用し、それ以外の目的で使用することはありません。